

財政制度に係る国との調整状況について

平成30年4月25日

大都市制度（特別区設置）協議会

事務局：副首都推進局

第8回協議会以降、引き続き調整中であった事項

○財政制度に関し、以下のとおり、総務省と調整

項目	細項目	国の回答意見
財政制度	臨時財政対策債 (市町村算定分)	○臨時財政対策債については、現行制度どおり、他の市町村と同様に特別区が発行する方向で検討。
	地下鉄関係の 交付税措置	○地下鉄に係る交付税措置を継続することについては、特別区の設置により影響を受けるものではない。